

すぐわかる！よくわかる！

『不動産オーナーに及ぼす民法改正と賢い対策』 ～これで解決！貸家・貸地をめぐる法律と税金～

平成29年6月2日の官報において、「民法の一部を改正する法律」が公布されました。民法のなかでも債権法の分野が改正されるのは民法制定以来初で、実に120年ぶりとなり、不動産オーナーの業務にも多大なる影響があります。さらには民法の相続税法の分野の改正も検討されており、ますます目が離せません。本セミナーでは最新の法律と税制の改正を踏まえたうえで、不動産オーナーが今後どうすべきかを不動産の分野で日本では定評のある弁護士と資産税専門の税理士がわかりやすく解説致します！！
万障お繰り合わせの上ご参加下さいませ。

日時

平成29年 (受付開始 13:00)
11月11日(土) 13:30 - 16:40

参加費
無料

コンベンションルームAP東京八重洲通り 13階A会場
東京都中央区京橋1丁目10番7号KPP八重洲ビル (定員:120名)

ご挨拶

13:30 ~ 13:35

スケジュールは一部、
変更となる場合があります。

第1部

13:35 ~ 14:35

「新債権法の民法改正による
不動産オーナーの実務の留意点」 講師:江口正夫氏 (弁護士)

第2部

14:45 ~ 15:45 ディスカッショントーク

「不動産オーナーに及ぼす民法改正と賢い対策」
講師:江口正夫氏 (弁護士) × 坪多晶子氏 (税理士)

第3部

15:55 ~ 16:40

「今すぐ取組むべき
不動産オーナーの賢い対策」 講師:坪多晶子氏 (税理士)

～講師 紹介～



弊社代表
税理士 坪多晶子

神戸商科大学卒業。
1990年坪多税理士事務所設立。
1990年 有限会社トータルマネジメントブ
レーン設立、代表取締役に就任。
2012年 税理士法人トータルマネジメントブ
レーン設立、代表社員に就任。
上場会社の非常勤監査役やNPO法人の理事
及び監事等を歴任後、上場会社や中小企業
の資本政策、資産家や企業オーナーの資産
承継や事業承継、さらに税務や相続対策など
のゼネラルコンサルタントとして活躍する傍ら、
全国で講演活動を行い、マスコミにも出演。
各種税務に関する人気書籍も多数執筆。



海谷・江口・池田
法律事務所
弁護士 江口正夫

東京大学法学部を卒業後、昭和57年に弁
護士登録。その後、最高裁判所司法研修所
弁護教官室所付、日本弁護士連合会代議
員、東京弁護士会常議員を歴任。東京商工
会議所や(公財)日本賃貸住宅管理協会等、
全国で数々の講演。業務は会社法務、都市
開発、経営承継等多岐にわたり、「決定版・
定期借地権」「誰にもわかる借地借家法」
「定期借地権50問50答」などの書籍も多く出
版。民法・不動産の権利関係に精通。

お問い合わせ

税理士法人トータルマネジメントブレン

TEL:03-6231-1576(代)

FAX:03-6231-1577(担当:田島、植村)

TMBセミナー 11/11開催分 セミナー参加申込書

申込先FAX 03-6231-1577

申込先メールアドレス tmb.tokyo@tkcnf.or.jp

申込締め切り:平成29年11月9日(木)

受付完了確認に弊社からご連絡させて頂く場合もございますので、ご了承くださいませ。

* 申し込み多数の場合は、先着順にて定員になり次第締め切らせていただきます。

フリガナ			
御芳名			
御社名			
御住所			
電話番号		FAX 番号	
御紹介者	ご紹介者がいらっしゃる場合は、ご紹介いただいた方をご記入下さい。		
御同行者	御芳名	なし	
	ご住所	電話番号	



東京駅八重洲中央口から出て、ブリジストン美術館先に入りがあり、同じビル1階には、歯科医院とナチュラルローソンが入っています

13階A会場

当日連絡先
080-8817-7808

弊社記入欄
受付確認